

## 平成26年度 第2回 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会 議事要旨

- 1 日 時 平成26年10月31日(金) 10時00分～11時30分
- 2 場 所 鹿屋体育大学管理棟2階 大会議室
- 3 出席者 [学内委員] 福永、川西、黒川、原田の各委員  
[学外委員] 上治、岡崎、小館、佐々木、宮嶋の各委員
- 4 列席者 金久副学長、岩重監事、荻田、瓜田、森(司)の各学長補佐、事務局各課・室長
- 5 内 容

(質疑の○は学外委員の発言を、●は学内委員及び学内者の発言を示す。以下同じ)

議事に先立ち、学長から、8月1日に就任した川西委員、金久副学長及び森学長補佐の紹介並びに事務局から会議のスケジュール及び配付資料の確認が行われた。

### 1) 前回議事要旨確認

平成26年度第1回経営協議会の議事要旨(案)について確定された。(資料1)

### 2) 審議事項

#### (1) 平成26年度国立大学法人鹿屋体育大学補正予算について(資料2)

黒川委員から配付資料に基づき、平成26年度国立大学法人鹿屋体育大学補正予算案について、変更計画として運営費交付金(特別経費配分に伴う増)11,250千円を収入に計上することについて説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

○ この増額でどこが楽になるのか。

● 学長裁量経費をスポーツパフォーマンス研究棟に重点投入していたため、そこを補うかたちとなる。26年度は止めていたTASS(Top Athlete Support System)プロジェクトへも投入する。

### 3) 報告事項

#### (1) 平成25事業年度財務諸表の承認について(資料3)

黒川委員から配付資料に基づき、9月25日付けで文部科学大臣から平成25事業年度財務諸表

の承認についての通知があった旨の報告があった。併せて、同財務諸表分析による業務実施コスト、人件費、運営費交付金収入額、業務費及び減価償却費の経年比較等について説明があった。

## (2) 平成27年度概算要求について（資料4）

黒川委員から配付資料に基づき、本学関係の特別経費等概算要求事項の運営費交付金対象事業として、プロジェクト分の継続3件、施設整備費補助事業として2件が文部科学省から財務省へ提出された旨の報告があった。

- 一般運営費交付金の減少分を特別運営費交付金や特殊要因運営費交付金でいかに補填するか。特別運営費交付金は大学間の力量の差が反映してくるのか。
- 大学のガバナンスやマネジメントなど大学改革にどれだけ取り組んでいるかという点から点数付けされ、重点的に配分される方針のようである。
- 鹿屋体育大学は、福永学長のリーダーシップが万全に発揮されている。他の総合大学に比べると、そこは満点が取れるというわけではないのか。
- 特に組織改革が重要視されるため、単科大学で組織を変えるというのは難しい面がある。機能強化の面で共同専攻を立ち上げるなどあるが、特別運営費交付金での従来のプロジェクトについては、次期にまたがるものは認められないなど、厳しい状況ではある。

## (3) 資金運用の現況について（資料5）

黒川委員から配付資料に基づき、平成26年から開始した資金運用の現況についての報告があった。

- 社債、国債、外国債など様々な運用方法があるが、銀行以外の運用はしないのか。
- 運用できる資金の性質上、長い期間運用するものは困難さがある。

## (4) 平成26年人事院勧告について（資料6）

黒川委員から配付資料に基づき、平成26年人事院勧告について説明があり、給与法の改正等を踏まえて対応する旨の報告があった。

- 法人化後は必ずしも横並びでなくても良いわけだが、実質的にはバランスを考えながらの運営ということになるか。
- 説明責任を考えると従わざるを得ない。
- 給料表の抜本的見直しにより、地方においては給与が減る可能性があるが、そこも踏まえながらの検討ということか。
- 年俸制との絡みも出てくる。

(5) 学校教育法及び国立大学法人法等の改正について（資料7）

黒川委員から配付資料に基づき、学校教育法及び国立大学法人法等の改正について説明があった。

- 鹿屋体育大学の場合、学部長に相当するポストはあるか。
- 単科大学のため、体育学部の学部長は学長となる。
  
- 教授会の位置づけが大きく変わっているが、各大学ですんなりと受け止められるのか、具体的な実施がどこまでできるのかが学内での議論となると思う。教授会は何をもってすべきか。
- 本学では教育研究評議会と教授会の棲み分けはかなりできている。例えば教員の採用時には、学長が科目適合性や年齢バランスを判断し、特別選考委員会を通して。おそらく総合大学では専門分野の人事には他は口を出せない。そこが混乱する部分だと思う。
- 学科や学部の大きな方針は教授会で議論を踏まえて進めている。学位の授与、博士号の審査などにおいても学長の権限が入ってくるように読み取れる。各大学、これを踏まえて学内規程をどう作っていくかが問題となる。若手研究者の専任ポスト不足の問題にも触れることになり、ますますドクターコースに進学する学生が減少する可能性も出てくる。  
他大学の学長選考に関係しているが、改正等に関心がない形で学長選考が進んでいる。各大学でどう捉えていくかという姿勢が問われる。
- 国立大学法人だけの制度か。
- 学校教育法なので、私学も絡んでくる。
- 相当クリアにしていかなないとアカデミアの問題としてはすごく大きなこと。基礎研究の位置づけもどうなっていくのか。人事、予算が絡む問題なので、非常に大きい。
  
- 将来的に大学においても外部の専門家の登用もあるか。
- 九州ブロックでいうと監事は、公認会計士を経験された方が増えている。必ずしもそうである必要はないと思うが。理事についても、役員がたくさんいるところは外部から持ってきているケースもある。
- 企業側から見て、どう感じられるか。
- 最近では外資の影響が増えてきて、社外役員や経営の開示をどんどん要求してくる。文科省のガイドラインとして、鹿屋体育大学のローカルルールで学長選考をするということは可能なのか。
- 規則に則っていないとできない。
- 年齢やキャリアといった問題を鹿屋オリジナルで選考して良いか。
- 現在のルールは、任期については4年に再任ありで最高8年。きちんと中期目標、中期計画を実施できる形にせよということで、6年とするところが増えている。しがらみを気にせずに全力投球できるというひとつのモデル。逆に延びているところもある。  
任期が4年というのは良いが、4年で意向投票をして決めるのか、選考会議がその人物を見て再任を判断するのかという考え方になる。

- それは鹿屋の選考会議で決めるということか。
- 決める。学長の立場から見える景色と意見を踏まえてきちん議論としないといけないと思っている。
- 学長補佐や副学長を全く関係のないところから登用するケースもある。
- 学内からも出られるし、外から引っ張ってきててもよいという作りになっている。年齢についても学長選考規則には書いておらず、その辺の議論も必要かと思われる。そのあたりは大学で定めることができる。
  
- スポーツ界のガバナンスについて非常にクローズアップされている。日本体育協会においても会長、副会長、その他役員の選任や役割については規定を設けてはいるが、再確認しながら進めて行く必要があると感じた。
  
- 総合大学では各学部の教授会以外に、大学全体としての教授会はないのか。
- それが教育研究評議会である。各学部から評議員を出して教育研究評議会を開く。
- ここで書かれている教授会は、教育研究評議会も含むという概念か。
- 教授会というのは学部に分かれるものを指している。
- 学部自治という概念があったが、それは法人として一体であるから、一定の制約があるということなのか。
- 学長の権限のもとでの自治ということになる。
- 民間から見ると、法人が一つにも関わらず、意思決定のそれぞれが拒否権をもっているのがおかしいということで、学長が全責任を負うという議論がなされてきたということか。
- そうである。

#### (6) 第3期中期目標・中期計画の策定について（資料8）

黒川委員から配付資料に基づき、国立大学法人の第3期中期目標・中期計画についての概要、国立大学法人の組織や業務全般の見直しに関する視点についての説明があった。

- 教員養成系学部・大学院、人文社会科学系学部・大学院とあるが、鹿屋体育大学はどういう位置づけになるか。
- ミッションの再定義の際は、特定分野という言葉が使われた。
- 一般としてはこの分野には入っていないのか。
- 教員免許はとれるが、鹿児島大学との切り分けがあり、入っていない。
  
- 業務全般の見直しに関する視点において、現状では鹿屋体育大学はどこに一番大きなポイントを置くのか。数値目標の実現ができる部分はどこか。
- 特にイノベーションの創出である。スポーツサイエンス、スポーツ科学、体育学というものの大学における必要性、これは鹿屋体育大学のミッションである。大学のアカデミックな状況

の中にスポーツをどのような形で位置づけるか。それがあって国立の体育大学というのが三十数年前にできた。本学も筑波大学、私立の体育大学もほとんど人文系、社会系、自然系の3つの学問領域から成り立っているが、体育大学ではもうひとつ実践系がある。実技の授業があり、その専門家を育てている。しかし、その学問の裏付け、つまりジャーナルがない。スポーツパフォーマンス研究棟はまさしくスポーツ科学のイノベーションとなる。またトップの指導者を養成するというのもその範囲で、筑波大学との共同専攻である高度大学指導者養成で輩出するのも実践系のドクターである。これは日本だけでなく、世界の体育大学で、大学における体育活動を理論化していかなければならず、一番必要なことである。そういう体系化ができていないところを鹿屋体育大学が先陣を切ってやりたい。スポーツパフォーマンス研究棟におけるパフォーマンス研究には自信を持っている。

- 鹿屋体育大学が特化していくのは、トップアスリートの競技を支えながら、一般に落とし込んでいくための情報を集めるということか。
- そうではなく、動ける日本人を作ること。動けるとは、人間として機能するという事。それを扱う領域がない。心も身体も頭も動き、「健康で文化的な生活を保障する」と憲法に書かれていることを取り扱う分かりやすい大学だと思っている。

大学の業績は論文による。その論文を作ろうということである。民間のスポーツクラブと国立大学で何が違うかという論文である。大学は研究と教育を行うところで、研究とは論文があること。その違いをしっかりと発信していかないと大学スポーツの在り方は変わってくる。
- グローバルかローカルかという議論がある。鹿屋はグローバルで世界的にチャレンジするという事か。
- 領域による。スポーツサイエンスを新しいスポーツサイエンスとしてやっていくという点では、世界をリードできると思っている。
- 在学生の内訳を見ても全国から来ている。国際化をグローバルと言い換えているが、これからはコミュニケーションツールとして必要。国際スポーツ開発学で、コミュニケーション能力をもってスポーツの力で国際紛争を解決するまではいかないが、そちらの分野で活躍できる人材を輩出していきたいという趣旨だ。
- 1964年の東京オリンピックで色々な新しいトレーニング方法が入ってきた。東京で国際スポーツ科学会議が開かれた。現在のスポーツ科学のもののようなものだ。2020年の東京オリンピックで求められるのはスポーツ実践研究だと思っている。それが今、日本で求められている科学的なコーチングに繋がる。
- 競技力担当の教員は、指導内容について様々な知識がある。それを現実的な文章として世に発信していくことは重要だ。教員にはそういう知識を今後論文として出して、体育大学の活躍、活動を世に広げたいとお願いしている。

- 体育学会の構成は自然科学系と人文社会科学系の二つなのか。実技系の研究成果を発表する場はないのか。
- 方法学の分科会がある。
- その方法学をほかの2つと同様の力関係の分野にしたいということか。
- 論文の数があまりにも少ないというのが問題だ。論文が残らないと、レガシーが出てこない。テキストなどはあるが、査読もされないので、グローバルな点では評価されない。データベースがないと将来評価できない。
- 学生を指導するという意味でも大学の大きな使命。学生が、自分のトレーニングと効果の関係を文章で書くという訓練を学生時代から体験させる教育内容も是非鹿屋にリーダーシップをとって欲しい。今の先生方に論文を求めるということもあるが、これから育っていく学生にもそういう知識、能力を教育していくことも大きなミッションでないかと思う。
  
- 外国人の教員は何名か。
- 1名だけである。
- 文科省が招聘に対して資金を出している。短期間でもそういう特任の教授、准教授が学内に数名いることが学生にとってはすごく刺激になる。鹿屋であれば、連携もあるので諸外国に招聘の依頼を出せば喜んで行くという方がいるのでは。その場合、その方の所属が大学でなくても、例えばアスリートであっても特任という形でなら、迎え入れられるのでは。大学評価では、外国人教員が何名いるかというのも非常に大きなポイントになると聞いている。
- スポーツ・アカデミーの予算がついたので、外国人の特任は3名、カナダから1名、台湾から3カ国語ができる方の雇用を想定している。なかなか長期では来られないので、短期で来てもらえるように交渉している。
  
- スポーツの分析というのは国立スポーツ科学センター（JISS）等でも行っていて、トップアスリートはそこで色々な研究を行っている。スポーツパフォーマンス研究棟のファシリティは素晴らしい。研究のために使われるのは分かるが、トップアスリートによる動作解析はとても重要。その合宿等は将来的にどういうふう考えているか。
- トップアスリートに特化しているわけではない。例えばサッカーで高いパフォーマンスを上げるには、11人がいかにそのフォーメーションで素晴らしいプレーができるかということになる。スポーツパフォーマンス研究棟の特徴はそこに科学的にメスを入れられることだ。1人の体力測定、筋肉、パワーがどうなっているか等はJISSをはじめ、各大学でもやっている。ゲームの中でどういうコンビネーションをやるか、ということは現場でしかやっていない。分析できる装置がない。それをここでやろうということ。
- トップアスリートが来ないとできないのでは。
- トップでなくても構わない。  
テキストはたくさんあるが、それを検証することは誰もやっていない。それが確かに効果があるということをスポーツパフォーマンス研究棟で評価したい。

- 今までコーチ達が感覚的にやっていたものを科学的に証明する場。それはトップアスリートに限らず、一般も、ということか。
- おそらくそちらの方が多くなる。今までは分析に時間がかかった。時間がかかるということは多数をできない、簡単にできないということ。そうではなくて、簡単にすぐできる装置にしたい。そういう装置は世界的にもない。
- プロには使わせるのか。JISSではA代表は使わせるが、プロでは使えない。
- 制限はない。
- 鹿屋市とのスポーツ合宿まちづくり推進事業を連携してやっている。  
23年1月に当時ソフトバンクの和田投手が来たのが皮切り。その頃から鹿屋市は屋内運動場が欲しいということだった。投手がボールを投げる動作は体育館ではできない。人工芝を張って、マウンドをつけてフォースプレートを貼ってということになる。鹿屋市としても期待しており、2億5千万円の費用を出している。鹿屋市と組んでトップアスリートの解析もする。研究として解析したものと比較しながら、きちんとデータを取っていくというのがスポーツパフォーマンス研究棟を使った仕事になる。
- 使用料はプロ、アマ区別されるのか。
- 取る。それを教員に還元する。
- スポーツ合宿誘致の目玉となることは間違いない。
- 学校体育でスポーツの授業をする時に、発育段階に応じたプログラムができなければならないが、それがはっきりしていない。小学校と中学校のバレーボールは何が違うかというバレーボールそのものがしっかり客観論化されていないとできない話。トップのパフォーマンスを高めることも当然だが、人類の動きのパフォーマンスを高めるということも体育大学の大きな責任だと思う。

#### 4) 学内外の諸情勢について

##### (1) 学生の競技成績について（平成26年6月～9月）（資料9）

瓜田学長補佐から配付資料に基づき、平成26年6月から9月までの本学学生の競技成績の報告があった。

- 体操、陸上は「競技」がついているが、水泳競技部でないのは何か根拠があるか。
- 名称の登録の問題ではないか。
- 学連の問題だと思うが、ヨットは日体協では現在、セーリングとなっており、一般的にもオリンピックでもセーリングが使われている。
- シンクロ、飛び込みなども含めて水泳競技となっている。厳密に言うと競泳という部類に入るため、一般に理解しやすい水泳部にしたのだと思う。
- オリンピックではシンクロや水球は種別と表現される。鹿屋ではこういう根拠で水泳部としてしていると定義付けをしていただければと思う。

5) その他

(1) 第2回「スポーツ国際開発」国際シンポジウム及び高度大学体育スポーツ指導者養成共同学位プログラムシンポジウムの開催について（資料10）

川西委員から配付資料に基づき、第2回「スポーツ国際開発」国際シンポジウム及び高度大学体育スポーツ指導者養成共同学位プログラムシンポジウムの開催について説明があった。

(2) 平成26年度の経営協議会開催日程について

事務局から、今年度の経営協議会を平成27年1月と3月に開催予定であることの説明があった。

以上